

平成26年度包括外部監査結果の対応状況(平成29年度における対応状況)

報告書頁	指摘意見	監査箇所名	監査項目	監査結果	措置の内容
118	意見	こどもみらい課	ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>[支援員の資格要件について]</p> <p>国の母子家庭等日常生活支援事業実施要綱によれば、家庭生活支援員は次の要件を備えている者のうちから選定することになっている。</p> <p>(1)生活援助は訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者とする。</p> <p>(2)子育て支援は、別に定める一定の研修を修了した者とする。</p> <p>県では、生活援助も子育て支援も、訪問介護員(ホームヘルパー)3級以上の資格を有する者でよいとしている。子育て支援には、乳幼児の保育等に関して様々なリスク(例えば保育中の事故、虐待など)を伴うこともあり、本来であれば厚生労働省で定める一定の研修を受けた者や保育士等が実施することが望ましいことは言うまでもない。本事業に限ったことではないが、女性の視点で考えると、人材確保が難しいからといって資格要件を下げるのではなく、子育て支援推進に資する人材の教育充実を図り、受け皿を底上げしていく取り組みが今後において望まれる。</p>	<p>家庭生活支援員の選定要件として、子育て支援を行う者については、保育士、幼稚園教諭等のほか、一定の専門研修を修了した者等とし、支援サービスの質の向上及び確保を図ることとした。</p>